

第78回国民スポーツ大会クレ射撃競技会銃器修理者募集要項

1 趣旨

本市で開催する第78回国民スポーツ大会クレ射撃競技会において、選手が使用する銃器の修理を行う銃器修理者を募集する。

2 業務場所、期間等

業務場所 佐賀県射撃研修センター（佐賀市大和町大字久池井 3669 番地）
銃器修理所内

期間 令和6年9月22日（日）から9月29日（日）まで
7時30分から17時30分のうち、公式練習及び競技開催中とする。なお、公式練習日程は、9月中旬頃決定する。

公式練習日	令和6年9月22日（日）	7時30分から17時30分のうち 公式練習実施時間 （9月中旬頃周知予定） 午前中まで
	令和6年9月23日（祝・月）	
	令和6年9月24日（火）	
	令和6年9月25日（水）	
競技日程	令和6年9月26日（木）	7時30分から競技終了まで （最終競技16時30分終了予定）
	令和6年9月27日（金）	
	令和6年9月28日（土）	
	令和6年9月29日（日）	7時30分から競技終了まで （最終競技12時30分終了予定）

3 業務内容

選手から依頼を受けた銃器の使用可否を確認し、修理が可能な銃は修理、メンテナンスを行う。
この場合、銃器修理にかかる部品代、修理費は、選手から徴収する。

選手から銃を預かる場合は、修理中以外の銃は射場内に設置している銃器保管庫内に保管する。

4 公募者条件

銃器修理者は、（1）の条件の全て、かつ（2）の条件のいずれかを満たす者とする。

（1）

ア 武器等製造法第3条に規定する武器製造事業許可、及び同法第17条に規定する猟銃等製造事業許可を受けている者

イ ミロク、ベレッタ、ペラッツィ社製に加え、複数メーカーの銃の修理に対応できる者

ウ 申請日時点において過去1年間に当該業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。

申請時点において、市税（佐賀市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

エ 武器等製造法第5条第1項第5号に掲げる事由に該当しないこと。

オ 佐賀市暴力団排除条例（平成24年佐賀市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員

及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

また、従業員として暴力団員及び暴力団員等を雇用していないこと。

カ 競技会の開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守すること。

(2)

ア 申請時に、1年以上店舗を有して、営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、市実行委員会が必要と認めた者

5 市実行委員会が準備するもの

(1) テント(2間×3間)1張(横幕を含む。)

(2) 長机4台以内

(3) 椅子7脚以内

(4) 万力2個

(5) 銃器洗い矢セット

(6) ボックスティッシュ

(7) 銃の修理に必要な交換部品

(市実行委員会が日本猟用資材工業会に依頼し用意する。部品代は選手負担とする。)

(8) 競技会場内駐車場(1台分)の駐車許可証

6 銃器修理者が準備するもの

市実行委員会が準備する物品以外に必要な工具等

7 禁止事項

銃器修理者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 銃器修理者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。

(2) 不当な価格で修理を行うこと。

(3) 指定された場所以外で修理を行うこと。

8 遵守事項

銃器修理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げ、実行委員会が指示する時間内に会場に来場すること。

(2) 関係法令の定めるところにより適切な表示を行い、修理価格を明示すること。

(3) 銃器修理所の清掃は銃器修理者の責任において行い、発生したごみは市実行委員会の指示に従い分別し、環境美化に努めること。

(4) 銃器修理者は、実行委員会が交付するADカードを着用すること。

(5) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。

9 管理運営

銃器修理者が準備する銃器修理用工具等の管理は、銃器修理者の責任において行うものとし、火災、盗難の他不可抗力による損害に対しても、実行委員会は一切責任を負わないものとする。

10 事故発生時の対応

銃器修理所において事件又は事故が発生したときは、銃器修理者は初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

11 損害賠償

- (1) 銃器修理者が、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、銃器修理者はその損害賠償の責任を負うものとする。
- (2) 銃器修理に必要な交換部品を銃器修理者が破損した場合、銃器修理者がその費用を負担する。

12 補填及び補償

- (1) 銃器修理者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 銃器修理者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、公式練習、競技が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

13 応募方法

銃器修理者は、市実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を市実行委員会に持参、郵送又はメールで提出しなければならない。

(1) 応募時に提出

- ア 銃器修理所出店申請書（様式第1号）
- イ 誓約書兼承諾書（様式第2号）
- ウ 武器等製造法第3条に規定する武器製造事業許可証（写し）
- エ 同法第17条に規定する猟銃等製造事業許可証（写し）
- オ 銃器修理者の本人確認書類
（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し）

14 銃器修理者の選定

市実行委員会は、第13に規定する応募があったときは、この要項に基づき、適当であると認められた者を銃器修理者として選定する。申請者が複数の場合、次のいずれかに該当する者を優先して銃器修理者として選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 競技団体の推薦がある者
- (2) 県内業者

15 受付期間

(1) 受付期間

- 令和6年6月26日（水）から7月5日（金）まで
※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
※郵送の場合は、受付期間内に必着とする。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

16 その他

- (1) 市実行委員会は、銃器修理者として選定した者に対して、銃器修理者決定通知書（様式第3号）を交付する。
- (2) 銃器修理者は、従事期間に間に合うよう武器等製造法第17条に基づく知事の許可を受けること。
- (3) (2)の許可を受けるための申請書類は、市実行委員会が7月12日（金）までに送付する。
なお、住民票や登記簿謄本、使用する帳簿の様式については、銃器修理者が用意する。
- (4) (3)で送付する書類の他、申請に必要な書類については市実行委員会と協議し提出する。
- (5) 申請にかかる手数料（85,000円）は、市実行委員会が負担する。
- (6) 従事期間終了後、国スポクレ射撃競技会のために受けた猟銃等製造事業許可に対し、速やかに廃止届を提出すること。
- (7) 提出された書類に含まれる個人情報については、市実行委員会が銃器修理所管理運営のためだけに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

17 提出及び問合せ先

〒840-0831 佐賀市松原一丁目3番5号 まるなかビル4階

SAGA2024佐賀市実行委員会事務局

（佐賀市国スポ・全障スポ競技課内）

TEL：0952-40-7348 FAX：0952-20-5008

メールアドレス：kokuspokyogi@city.saga.lg.jp

担当：古川・最所

《従事までのフロー図（イメージ）》

